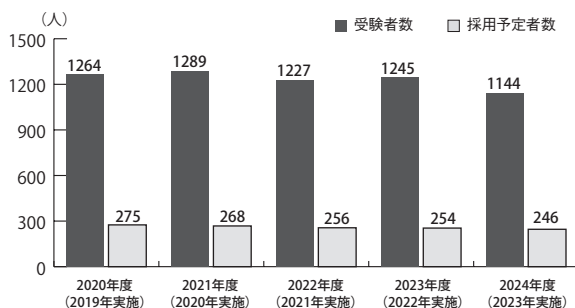


香川県

面積	1,877 km ²
人口	916,718人
県の花	オリーブ
県の木	オリーブ
県の鳥	ホトトギス

求める教員像	○教育に対する情熱をもち、素養と資質を備えた教員 ○専門的な知識・技能と指導力を有し、社会変化や教育課題に適切に対応できる教員 ○連携・協働しながら学校運営に積極的に参画する教員
出願期間	公開日 4月26日(金) 電子申請 5月1日(水)～5月24日(金) 17:00
試験日程	1次試験 試験日 筆記試験等:7月13日(土)・14日(日) 面接試験:7月13日(土)・15日(月・祝)・16日(火)・19日(金)の指定した1日 合格発表日 8月2日(金) 2次試験 試験日 8月17日(土)・18日(日)・20日(火)～25日(日)の指定した1日 合格発表日 9月13日(金)
年齢制限	昭和50年4月2日以降に生まれた者。ただし、特別選考Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅴは昭和40年4月2日以降に生まれた者。特別選考Ⅲは昭和40年4月2日以降平成9年4月1日以前に生まれた者。大学3年生先行受験は昭和51年4月2日以降に生まれた者。
募集教科	[小] [中] 国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語 [高] 国語, 日本史, 地理, 公民, 数学, 物理, 化学, 生物, 保健体育, 音楽, 美術, 書道, 英語, 家庭, 商業, 農業, 機械, 電気, 工業化学, 金属工芸, 漆芸, 土木(工・農), 水産(機関, 栽培), 看護, 理療 [特] (小)(中)[中]と同じ教科 (高)[高]と同じ教科 [養] (小中)(高特) [栄]
特記事項	<p>■特別選考 ●特別選考Ⅰ 次の①～⑧のいずれかの該当者は、1次の教職・一般を免除。特別選考Ⅰ①又は⑦に該当する者で特別免許状の授与資格を有する場合は、普通免許状の取得がなくても受験可能。①民間企業等経験者。[高・特・養・栄] 志願者対象。②本県/他の都道府県・指定都市の元職者。③他の都道府県・指定都市の現職者。④現に本県実習助手又は寄宿舎指導員。⑤本県講師等経験者。⑥複数免許所有者。[小・中] 志願者対象。⑦一定の英語力をもつ者。[小] 志願者対象。⑧国内の教職大学院修了予定者。[高・特] 志願者対象。</p> <p>●特別選考Ⅱ(障害者を対象とした選考) 特別選考Ⅰ①又は⑦にも該当する者で特別免許状の授与資格を有する場合は、普通免許状の取得がなくても受験可能。●特別選考Ⅲ(他の都道府県・指定都市の現職者) [小・中・高・特] 志願者対象。1次を免除。●特別選考Ⅳ(大学等推薦者) [小・中] 志願者対象。1次を免除。●特別選考Ⅴ(前年度第1次選考試験に合格した本県講師) [小・中] 志願者対象。1次を免除。</p> <p>■大学3年生先行受験 1次の教職・一般のみ受験可能。通過した場合は、4年次以降に受験する1次の教職・一般を免除。</p> <p>■免除 [中・高・特] 英語志願者で、規定の資格所有者は、1次の専門を免除。</p>

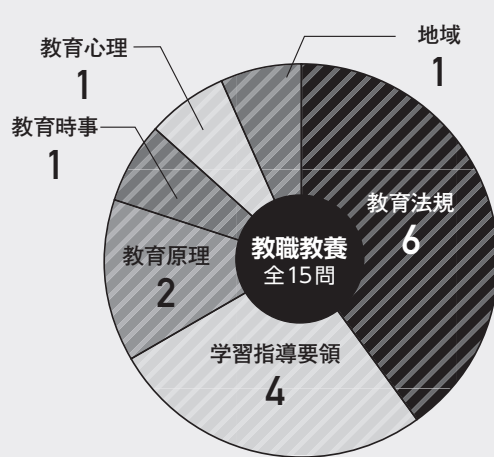
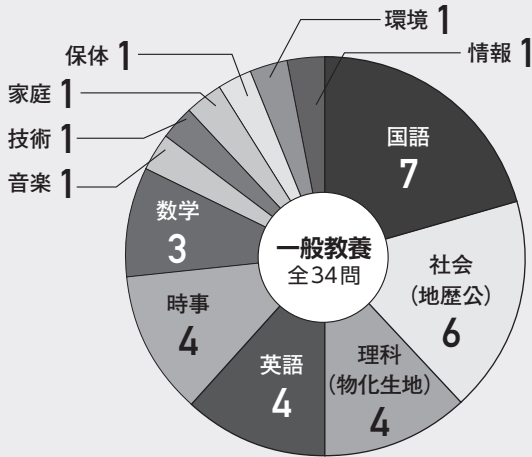
▼受験者数等推移



▼令和4年度 問題行動調査でのいじめの認知件数と不登校児童・生徒数

	小学校	中学校	高等学校
いじめ(件)	2,390	1,334	106
不登校(人)	558	1,283	393

2025年度(2024年実施)筆記試験DATA



「地域」には「教育時事」も含まれる。

- ▶ 教育法規は教育基本法
- ▶ 教育時事では香川県の教育施策に要注意
- ▶ 人文科学は国語(漢字の読み・書き等)と英語(会話文, 文章読解等)

〈教職教養〉のうち、**学習指導要領**では総則が必出である。今年度は「第1小(中, 高等)学校教育の基本と教育課程の役割」から教育課程の編成に関する問題と「第4(高校は第5)児童(生徒)の発達の支援」から不登校児童生徒への配慮の理解を問う問題、「第6(高校は第7)道徳教育に関する配慮事項」に関する問題がみられた。また、総合的な学習(高校は探究)の時間から「第1目標」に関する問題も出題された。

教育原理(特別支援教育等)のうち、特別支援教育では「障害のある子供の教育支援の手引〜子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて〜」(2021年)から吃音の状態や特性に関する問題や、発達障害のうち、LDの理解を問う問題が出題された。

教育時事において、ご当地問題は必出である。今年度は、香川県の全ての公立高等学校、県立中学校で全国から生徒募集を行っている取り組みの名称を問う問題がみられた。

教育法規では、必出の教育基本法から第4条(教育の機会均等)が出題された。また、頻出の地方公務員法から第30条(サービスの根本基準)が出題された。また、学校教育法第11条、学校保健安全法第19条、教育職員免許法第1条の理解を問う問題のほか、学校教育法施行規則第67条から学校関係者評価の評価者として含むことができないものを問う問題もみられた。

教育心理ではさまざまな領域から出題されている。今年度は発達(ホスピタリズム)を問う問題がみられた。重要な理論とその特色を幅広く押さえることが必要である。

〈一般教養〉のうち、**人文科学**では例年、国語(漢字の読み・書き等)と英語(会話文, 文章読解等)を中心として、音楽や保健体育、技術・家庭から幅広く出題されており、今年度も同様の出題となった。**社会科学**では例年、幅広い分野から出題されており、今年度も同じような傾向であった。**自然科学**では数学(数の計算, 一次関数, 平面図形)と理科全般、情報、環境から出題されており、今年度も同様の傾向であった。